○庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付要綱

令和3年3月26日告示第45号

改正

令和3年9月30日告示第104号

庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付要綱

庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付要綱 (平成22年庄原市告示第7号) の全部を改正する。

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、地域の高齢者等を対象とした社会参加の機会の提供及び介護予防に関する活動 (以下「地域デイホーム活動」という。)を実施する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、 高齢者の健康寿命の確保及び地域の福祉力の醸成に資するため、当該補助金の交付に関し、庄原市 補助金交付規則(平成17年庄原市規則第46号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。 (補助の対象)
- 第2条 補助金の交付を受けることができるものは、市内で地域デイホーム活動を実施する自治振興 区等の公共的団体とする。
- 2 補助の対象となる地域デイホーム活動の内容は、次に掲げる事項を基本とし、在宅の概ね65歳以上の高齢者及び介護予防活動に取り組む障害者等で市長が認める者を対象に4時間程度行われるもの(庄原市地域住民グループ支援事業実施要綱(平成17年庄原市告示第40号)に規定する事業を除く。)とする。
 - (1) 情報交換及び生活相談
 - (2) 健康確認
 - (3) 介護予防レクリエーション
 - (4) 食事
 - (5) 交流
- 3 補助の対象となる経費は、市長が適当と認める地域デイホーム活動の運営に必要な経費とする。
- 4 補助の対象となる地域デイホーム活動の1回当たりの参加者は、10人を基準とし、5人以上概ね 30人以下とする。

(補助金の額)

第3条 補助金は運営助成及び準備助成とし、その額は別表に定める額以内とする。

(交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとするものは、庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付申請 書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支予算書
 - (2) 参加者名簿
 - (3) 団体の規約
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、 庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通 知するものとする。

(概算払)

- 第6条 市長は、補助事業の円滑な実施を図るうえで特に必要と認めるときは、前条に定める交付決 定通知を受けたもの(以下「補助事業者」という。)の申請に基づき、交付決定額を概算払いする ことができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金概算払請求書(様式第3号)に、市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(実績報告)

- 第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、庄原市地域デイホーム活動支援事業実績報告書 (様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支決算書
 - (2) 参加者名簿
 - (3) 活動報告書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に定める書類の提出期限は、補助事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定 通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた ときは、補助金の額を確定し、庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付確定通知書(様式第 5号)により通知するものとする。 2 第6条に定める概算払いを受けた補助事業者は、前項の交付確定通知書を受け取った日から起算 して、10日以内に庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金精算書(様式第6号)を市長に提出し なければならない。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、庄原市地域デイホーム活動支援事業 補助金交付請求書(様式第7号)により市長に請求しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付要綱 の規定により交付決定したものについては、なお従前の例による。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う補助対象の特例)

3 この告示の施行の日から令和 4 年 3 月 31日までの間に実施される地域デイホームに係る第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「4 時間」とあるのは、「3 時間」と読み替えるものとする。

附 則 (令和3年9月30日告示第104号)

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

	区分	補助基準額	備考
運営助成	基本助成	4,000円	1 回当たり
	参加人数割助成	400円	1 人・1 回当たり
準備助成		30,000円	新規会場1回限り

様式 (省略)